



【河内長野市の事例】

大阪弁護士会との連携による事業について



河内長野市シンボルキャラクター「モックル」

河内長野市 総務部 総務課主査 吉川 昌宏

河内長野市では、昨年度（2011年度）から大阪弁護士会の弁護士業務改革委員会と行政問題委員会の合同部会（以下「合同部会」といいます。）にお願いし、職員向けの「債権管理研修」を実施しています。

今回、この債権管理研修をテーマに、大阪弁護士会と河内長野市との連携による事業についてご紹介をしたいと思います。

なお、文中、意見の部分については、私の個人的意見であることを申し上げ、あらかじめご了承頂きたいと思います。

1 これまでの取り組み

河内長野市では、平成19年（2007年）秋に当時の収納課（現税務課）が大阪弁護士会と懇談を実施し、平成20年（2008年）4月から事例検討会を進めてきました。そして、平成21年度（2009年度）に本市の市債権管理に関する報告書等の作成を業務委託したことが始まりとなり、平成22年度（2010年度）には本市の私債権管理・回収マニュアルの作成を業務委託し、それぞれ報告書・マニュアルを納品していただきました。

これら報告書・マニュアルの作成に当たっては、合同部会に所属する弁護士の先生方が各債権別に分かれて、実際に各債権の徴収・管理を担当している市の職員らに対してヒアリングや現地調査などを実施して作成されたもので、職員が実際の業務で使用することもできる書式例も多数用意していただいております。まさしく実務・実態に即した本市の債権管理の“バイブル”と呼べるような報告書・マニュアルの内容に仕上がっています。

2 債権管理研修実施のきっかけ

ところで、私が所属する総務課は、主に市の訴訟や各部署の弁護士（法律）相談、条例や規則といった法規文書の審査など、いわゆる法規事務を担当する部署のため、私自身は債権管理に関しては門外漢でした。しかし、近年は各部署から債権管理に関する相談が多く寄せられるようになり、本市の顧問弁護士の先生に債権管理に関して法律相談を実施する件数も増え

ていました。また、その内容も複雑・高度化している傾向にありました。このような状況でしたので、債権管理の重要性や実際に債権管理に当たる職員の能力向上の必要性を強く感じておりました。

そこに、合同部会から納品された報告書・マニュアルのうちの1冊が総務課にも配付されてきました。その内容を拝見した瞬間に、納品物として保存するだけに留まっていけない、この報告書・マニュアルを“バイブル”として職員が活用できるようにならなければいけない、このバイブルを活かす責任を負っていると強く感じたのが、債権管理研修を実施しようとしたきっかけでした。

3 債権管理研修の企画

研修を実施するとなれば、講師への謝礼が必要となることから、財政部局の予算査定や、本市の場合、職員の研修に関しては人事部局による研修内容の査定を経なければなりません。ここで障壁となったのが、財政・人事部局の「債権管理は各部署の実務」といった考え方でした。つまり、債権管理研修は法規事務を所管する総務課の事務ではないというのです。

しかし、債権管理とは至って法的な問題であって、「各部署の実務」と言えるようなものではありません。債権管理には住民訴訟などの訴訟リスクが潜んでいることや、債権の発生から管理・回収、債権の消滅までのほとんどが法的な手続であることは周知の事実です。ですから、職員に対する債権管理研修は、まさしく総

務課の法規事務の一環として行う「職員向けの法律研修」と位置づけられることは当然であり、最後は研修の実施について理解を得ることができました。

債権管理研修の実施が決まると、その内容です。これまで本市では職員に対し、債権管理に関する体系だった研修を実施したことはありませんでした。また、市の職員というのは定期的に人事異動するのが通例で、債権管理を経験したことの無い職員も異動先で債権管理を担当する可能性もあることから、初年度の研修の対象職員は全部局の職員とし、内容は債権管理の基礎的・総論的な内容から研修を始める必要があると考えました。このことを合同部会の先生方にお伝えするとともに、研修内容について打合せを行い、初年度の研修は、債権管理の初心者向けの基礎的・総論的内容とし、本市の実情に沿った内容を織り交ぜながら研修を行っていただくこととなりました。

さらに、各部署では、実務を行う中で債権管理に関し悩みを抱える職員もいることから、事前に相談を募り、

講義の終了後に債権管理の相談にも応じてもらうこととなりました。

4 初年度の債権管理研修は大成功

本市で初めての債権管理研修は、年度末を控えた平成24年(2012年)2月28日に合同部会に所属する岸本佳浩弁護士(42期)と久保井聡明弁護士(46期)の両先生に債権管理の講義をしていただきました。岸本先生と久保井先生は、報告書・マニュアルの作成に携わった合同部会の中心メンバーであったことから、講義の中でも折に触れ本市の債権管理の実情や報告書・マニュアルの内容にも触れていただくなどし、研修に参加した職員(68名)は、いずれも岸本先生、久保井先生の白熱した講義に聴き入っておりました。また、講義の終了後には、事前に相談希望があった2つの部局からの相談にも合同部会に所属する池田尚弘弁護士(63期)と安田健一弁護士(63期)の両先生が事前に十分な準備を



▲講義中の会場の様子



▲講義をする岸本佳浩会員(左)と久保井聡明会員(右)

して頂いて、丁寧に相談に応じていただきました。

研修終了後、受講した職員からは、「債権管理の業務は未経験ですが、その重要性や現状についてよく分かり、認識が深まった」、「債権管理の重要性から実務上での問題点など、行政の視点から論理的に説明して下さったので関心が持て、分かりやすかった」、「債権回収は市にとって重要な業務ですので、今後も是非、継続して頂きたい」といった声が寄せられるなど、初年度の債権管理研修は大成功となりました。

5 今後の債権管理研修への取り組み

本市の債権管理研修は、昨年度から始めたばかりであり、合同部会に委託して作成した報告書・マニュアルが真に債権管理に携わる本市職員のバイブルとなるには、今後も継続して債権管理研修を実施していく必要があります。

2年度目を迎えた今年度は、昨年度、研修を受講した職員から寄せられた意見を参考として、「債権管理に必要な民法の理解」をテーマに債権管理研修を実施することを予定しています。現在、2年度目の研修に向けて、講師を務めていただく合同部会に所属する幾波博之弁護士（59期）と永榮久仁子弁護士（63期）の先生方と打合せを行っています。

来年度以降の研修計画は、債権管理研修を受講した職員の声を聞きながら、今後は、債権管理に携わっている職員（債権管理経験者）向けに内容をより充実した形で実施できるよう、引き続き財政部局、人事部局に対し債権管理研修の拡充を要望していきたいと考えています。

6 弁護士会と行政の連携について

これまで弁護士と自治体（行政）との関わりは、ほとんどが顧問弁護士との関係でした。地方分権が進み、自治体の権限や責任が増す中、今後も、顧問弁護士が自治体に果たす役割は増えるものと思いますが、本市が大阪弁護士会にお願いをして取り組んでいる債権管理の報告書・マニュアル作成の業務委託や職員研修は、弁護士・弁護士会と自治体の連携による新しい一つのモデルになるのではと感じています。これまで自治体は外部に対して閉鎖的な部分があったと思いますが、実際に多くの合同部会の先生方が本市の内部（実務）にまで入り込み、報告書・マニュアルを作成して頂いたことで、今後は、本市だけに留まらず、他の自治体においても法律の専門家である弁護士を活用しようという機運が高まったように思います。実際、合同部会と本市のこのような取り組み後に、他の自治体でも、合同部会に依頼して債権管理の職員研修等を実施している自治体も出てきていると伺っております。

ところで、本市では、田中満弁護士（55期）が現在、本市の副市長として就任しています。また、大阪府下の自治体においても、弁護士を任期付き公務員として採用したり、また、採用する計画をたっている自治体が増えてきています。このように弁護士が自治体内部で活躍する事例が増えて行くなかで、弁護士会と自治体の連携が進み、今後、弁護士会と自治体が相互に発展し、双方がWIN・WINの関係を構築できるようにすれば良いのではないかと考えています。

最後に、これまで本市の債権管理の取り組みにご尽力を頂き、自治体との連携を進めてきていただきました弁護士会役員の皆様、合同部会の先生方に、この場をお借りして深く御礼を申し上げます。

【平成24年(2012年)2月28日の研修受講者アンケートより】



Q1 債権管理を研修テーマに設定したことについて

- ①非常に良かった 68.8%
②良かった 25%



Q2 次年度以降の債権管理研修のあり方

- ①次年度以降も債権管理研修が必要だと思う 100%



Q3 今回の研修は債権管理の未経験職員向けの講義内容でしたが、次年度以降の債権管理研修の内容について

- ①債権管理・回収手法に関する詳しい研修を受講したい 53.1%
②再度、基礎的・総則的な研修を受講したい 34.3%



Q4 弁護士による法律研修についてどう思うか

- ①非常に重要 56.3%
②重要 34.4%



Q5 内容は理解できたか

- ①よく理解できた 31.3%
②理解できた 53.1%



Q6 研修を受けてみて、役に立ちましたか

- ①非常に役にたった 37.5%
②役にたった 50%

Voice 受講者の声

- ① 債権管理の業務は未経験ですが、その重要性や現状についてよく分かり、認識が深まりました。ありがとうございました。
- ② 講師二人でのやり取りが途中に入り、中々よかった。
- ③ とても分かりやすく話をしていただいたので、実務経験や具体的な知識がなくても興味深く聞かせていただきました。私は債権回収の業務を直接担当していませんが、自分の担当業務に取り組む上での意識の持ち方が変わりました。このような研修があれば、是非また参加したいです。ありがとうございました。
- ④ 債権の種類によって管理方法が異なること。債務者・保証人・相続人と債権者との関係がよく分かった。債権管理の全般的なイメージがよくわかった。
- ⑤ 債権管理の重要性から実務上での問題点など、行政の視点から論理的に説明してくださったので関心を持って、わかりやすかったです。
- ⑥ 可能であれば2年から3年実施する中で、初級編・中級編・上級編を基本としつつその他各個別対応編など、きめ細かな職員研修を企画立案いただきたいと思います。
- ⑦ まとめにありました「歳入を確保して、歳出を行う」「日々の管理により、滞納を予防する」「現年収納率を上げる」「不能欠損にいたった結果とプロセスが正しくなければ認められない」など1件1件の対応が重要であると改めて認識しました。
- ⑧ 未経験者対象ということで非常に平易な表現、内容でありとても理解しやすい内容で、受講できて幸いでした。債権回収は市にとって重要な業務ですので、今後も是非、継続していただければ有り難いと存じます。



OBA MJ 連載

Vol.15 行政連携



豊中市キャラクター
「マチカネくん」

豊中市における債権管理に 関するシリーズ研修実施について

豊中市財務部債権管理室 主査 長尾 元明

平成 24 年度におきまして豊中市債権管理室では、庁内の徴収担当者向けに市の債権管理について 1 年にわたり、6 回のシリーズ研修を実施しました。例年当室主催での研修は行っていたのですが、平成 24 年度については大阪弁護士会（以下「弁護士会」）、中でも「自治体債権管理研究会」の皆さんと連携して主に私債権の管理回収に当たっての心構え、手法について債権管理の局面別に講義をしていただき、平成 25 年 1 月に無事最終回まで終了しました。1 年にわたるシリーズでの研修の実施は当室におきましてもかなりの長丁場で決して楽ではありませんでしたが、実施した意義は十分にあったかと思っています。今回は以下の点を中心にその取り組みについてご紹介をさせていただきます。

1 豊中市における徴収事務改革と 研修の位置づけ

全国的に景気の停滞が継続する中で、当市においても、滞納事案や未収金の増大・徴収体制整備が十分でないといった債権管理に関する様々な問題があり、看過できない状況になっていました。豊中市では、市税の滞納については専門に対応する部署が元々あり、機能しているところですが、一方でその他の徴収金については、様々な要因から各担当課での十分な債権管理・滞納処分等の実施が困難な状況にあり、平成 21 年度から全庁的な徴収業務改革を本格的にスタートしました。

具体的には、市全体での債権管理の状況把握・方向性・情報共有の場とする「豊中市債権回収対策会議」を設置し、滞納額が多く緊急度の高い債権に関する引継処理を主に担う「債権管理室」を立ち上げ、主に税以外の強制徴収が可能な公債権の優先的な処理を実施しました。

平成 23 年度までの 3 年間でそうした債権の滞納処分・徴収に対し一定以上の実績を上げるとともに、他の特定の債権につき電話催告コールセンターでの

初期督促を実施したことにより、一定水準の徴収実績をあげることができました。

しかしながら課題は依然として残っています。

まず当市において強制徴収公債権以外の債権の管理回収にも本腰を入れなければならない局面になってきたことです。当室立ち上げ時は優先課題への対応として、強制徴収公債権の当室への引継を前提とした処理を行ってきました。それが前述のように一定以上の成果があったと判断され、次の段階への取り組みを考えるべき時期になったことに加え、平成 24 年 7 月に当市で策定された「歳入確保に係る基本方針」において、私債権と非強制徴収公債権についても強制徴収公債権と同様の管理回収水準を確保する、との考え方を打ち出すに至り、新たな考え方と具体的な対応が必要になってきました。

また、各徴収担当課では人員が慢性的に不足しており、将来的にスキル・意識の維持が困難になることが予想されること、徴収金により事務レベルにばらつきがあることも克服すべき課題として横たわっています。

こうした現状と課題を埋めるためにも継続的に研修を行うことが非常に重要であると考えており、少しでも効果的な研修の実施を目指しているところです。

2 弁護士会との事前協議の経緯

今年度の研修実施に当たって「自治体債権管理研究会」の皆さんの多大なご協力をいただいたのは前述の通りです。実施に至る経緯を改めて振り返ってみます。

そもそも弁護士会との連携を考えたいきっかけは、平成23年度に弁護士会で実施された「債権管理・回収実務マニュアル」の報告会に当室における私の上司が出席し、そこで弁護士会の行政連携の取組を知り、庁内での活用について考え始めたことにはじまります。

自治体の職員からすると、実際の業務において弁護士と関わる機会はほとんどなく、あまりなじみのない存在のようです。しかし、担当である私は民間枠採用の職員で、前の職場は金融機関でしたので、融資案件の仕立て・組成から果ては不良債権の管理回収まであらゆる場面で弁護士からのサポートをいただいていた。そのような経験から、弁護士や弁護士会に対し、近寄り難さを感じることは全くなく、むしろ自治体が今後私債権の管理回収を本格的に実施するに当たっては、いざとなれば裁判所に訴え出る必要もあることから、弁護士を積極的に活用し、後ろ盾になってもらうことが絶対的に必要、との認識を個人的には有していました。

そこで当室から、豊中市との間で今後債権管理に関し具体的な連携の形をご相談させていただくとの趣旨で、半ば押しかけるような形で弁護士会との協議が始まりました。当時の副会長の松本先生、研究会のメンバーである久保井・岸本両先生とご協議を重ねさせていただいて、研究会所属の弁護士の皆さんに講師をお願いする形での研修実施にこぎつけることになりました。

3 平成24年度研修の企画・狙い

平成23年度までも、年に2回程度の研修を実施してきたのですが、結果的にはどちらかというと公債権の処理に偏っていました。

それはそれで非常に意義はあったのですが、回を重ねるに従い、受講者からは以下のような要望を寄

せられるようになってきました。

- 私債権に絞った研修の実施
- シリーズでの研修
- 事例に基づいた研修の実施

加えて前述の「歳入確保にかかる基本方針」で示されたように、私債権に関する徴収体制の強化・一層の確保を目指すという方向性を受け、平成24年度については、私債権の債権管理に軸足を置き、以下のポイントを中心とした講義をお願いしました。

- 私債権管理の重要性～回収プロセスの確認
- 私債権の発生～回収・放棄の過程を踏まえ、局面別での課題をシリーズで研修する。
- ロールプレイング・個別相談の時間を設け、実践的な側面を増やす。

このようなポイントを踏まえて年間6回の研修を企画したうえ、正式に弁護士会宛に講師派遣を依頼し、本格的に研修がスタートしました。特にロールプレイングについてはこれまでなかった新たな試みで、なかなか具体的にすることが難しかったのですが、ふたを開けてみると参加者から大変好評を博し、なんでもやってみるものだと痛感した次第です。

4 各回実施に当たっての担当弁護士との協議

各回の研修実施に当たっては、毎回事前に講師の弁護士さんとの間でまさに膝を突き合わせる形で数回の打ち合わせの機会を設け、講義の準備を進めました。

具体的には、事前にe-mailでレジメ案の送付を受け、依頼者である当室からのコメントを付したうえで実際の打ち合わせに臨むことを繰り返す、というのを基本的な流れにしていました。内容についてはともすれば講師にお任せ、となりがちですが、この研修についてはそうはせずに毎回講師の方とかなりの意見交換を行って内容を詰めてきました。と言いますのは、本年度の研修につきましては、どうしても参加者に対し「響く・印象に残る」研修を継続して行いたいと強く考えており、そのためには当室がまずは「参加者代表」として聞きたいポイントを講師にしっかり伝え、網羅していただく、また同時に「主催者」として「債権管理の



実務上どうしてもここだけは押さえて欲しいポイント」は講義内容に入れ込んでいただく、しかも継続して開催していますので前回の内容を踏まえる必要があり、必然的に内容についての細かい打ち合わせを行なう必要があったということです。

このように書いてしまうと大変大げさな感じがしますが、心掛けたのは現場の実情・問題点、そして今後の業務の推進に向けての「思い」を率直に伝え、実現のためのアドバイスをもらうというスタンスです。

こちらのこのスタンスに対しては、講師の弁護士の皆さんには素晴らしいご対応をいただいたと思っています。毎回毎回あまり時間の余裕のない中だったのですが、こちらからのかなり抽象的な思いを具体的なレジュメや講義内容に確実に落としいただきました。

特に印象的なやり取りにつきまして2つほど…

先ほども触れましたが、ある回では当室主催の研修では初めての試みとして、ロールプレイングを行いました。講義用にある債権の資料をお渡しして、それも参考にしながらシナリオを作っていたのですが、時間が30分程度ありましたので、都合5本のシナリオを作成いただきました。

ただ、例によって事前の打ち合わせの時間がなかなか取れなかったため、果たして本番はどうか…との危惧をしていたのですが、ちょうどそのころ別件の債権の回収で大阪簡裁に何度か足を運んでおり、たまたま研修の前日に判決がありましたので、これ幸いと講師の事務所まで押しかけ、直前打ち合わせを行ったこともありました。おかげさまで、その回の感想には「ロ

ールプレイングがためになった」との旨の感想が多く寄せられ、苦勞してやった甲斐があった試みでした。

また、ある回につきましては、その前の回で私債権に関する裁判手続や強制執行の概観に関する内容を講義いただいたことを受け、滞納事案に対する職員としての「初動」をどのように行うか、をテーマに講義を企画しました。かなり抽象的なテーマだったので、打ち合わせ当初から、果たしてどんな内容で講義を進めればよいか、という根本的な問題にぶつかり、かなり講師の先生を悩ませてしまいました。その中でも、研究会の皆さんで実施された打ち合わせも含めた何度かのやり取りを踏まえる中、次第に内容が見えてきて、基本的な知識を活かしながら、相手方の「言い分」を裏付けを取りながら「見極め」て次の判断を行うことが重要である、との筋を最終的に通すことができ、研修実施に漕ぎつけることができました。この回につきましても、受講者からは非常にわかりやすかったとの感想を多くもらうに至りました。

どの回についても言えることとして、講義の時間が2時間半程度に設定されている中、最初は時間が余るかも、との印象から入るのですが、こうした細かい打ち合わせを行いつつ内容を練り上げていきますと、結局は時間が不足する結果となるのが常でした。それほど、今回作り上げる作業が充実していたのではないかと感じております。

特に、後半の3回についてはほとんど毎月開催となった一方で、庁内でもちょうど債権管理条例の議会上程作業が佳境を迎え大変な忙しさとなり、どうしてもこちらの対応が後手に回ることが多かったのですが、何とか予定通りに実施することができました。ひとえに、自治体債権管理研究会の皆様の多大な情熱のおかげだと思っております。

5 平成24年度の研修実施を振り返って

研修には私債権担当課の担当者を中心に、概ね毎回20名から30名の参加がありました。毎回出席してくれた担当者もおり、受講感想で「わかりやすかった」等の良い印象が多かったのを見ますと毎回準備は大変だったのですが、やはり頑張って実施してよかつ

たと思います。改めて、講師の弁護士の皆さんの工夫・事前準備の賜物だったかと感じています。

今回の講義は一方的な講義だけではなく、適宜受講者への質問を入れることで、「寝かさない」工夫もしていただきました。ただそれ以前に講師から質問をしたときに、どの受講者もこちらが想定している「模範解答」に概ね近い回答をしていたのは、大変印象に残りました。当市では行財政改革・歳入確保の取組を続けている中、各債権の徴収担当者においても意識の面では一定以上のレベルアップが既になされている感があります。平成25年度以降についても、これまで述べてきた当市を巡る環境の中で継続的な研修の実施は必須であると考えています。ただ今後は、一方的な座学もさることながら、さらにより実践的な研修を行い、いわゆる「場数」を増やすことにつながる取り組みを検討する必要があると考えています。今回初めてロールプレイングをやってみましたが、今後さらに進化させてもよいかもしれません。

平成24年度研修の企画・実施を行ってきましたが、

大事なことはこうした現場レベルでの思い・要望を率直に弁護士にお伝えした上で、具体的な形にすることだと思います。ある弁護士さんから「弁護士は依頼があって初めて動けるんです」とのお話をいただいたことがあります。前職から感じていることなのですが、依頼者のニーズを率直にお伝えすれば、弁護士は必ず何らかの形にしていただける、ということです。ただその形が依頼者にとって満足ゆく形になるためには依頼者側の準備・整理も必要で、どうしてもかなわない、手に負えない場合はできるだけ機会を持って直接話す、ということを中心すべきで、そうすれば何とかしていただける、と感じています。

債権管理、ひいては債権に基づく歳入の確保に限って申しますと、当市も発展途上です。先日、平成24年度の研修が終了しましたが、おそらく今後も引き続き何らかの形で弁護士会にはご協力を願うことになりかと思えます。思いを率直にお伝えしながら進めていきたいと考えております。

◆債権管理室主催 H24年度研修案
【H24年度研修のねらい】

2012年3月30日
債権管理室

○過去実施の研修に対する受講感想からニーズの高い事項

- ・私債権(非強制徴収債権)研修
- ・シリーズでの研修
- ・事例に基づいた研修

○庁内の状況

- ・強制徴収公債権の引継・滞納処分⇒一定のルーティン化
- ・今後は「自力執行権の無い債権」の管理・回収・処理が焦点
⇒訴えの提起、管理条例制定etc
- ・担当者の「経験値」は多様
⇒若年層・新任者からそれぞれ多岐のレベルに渡るため「総論」的な回も必要

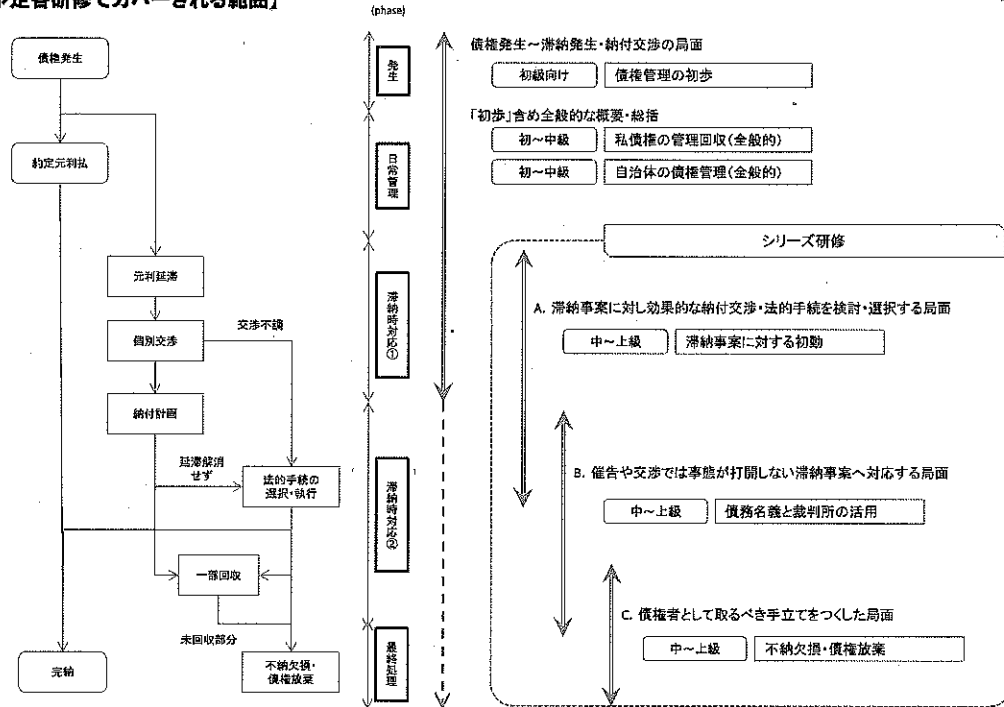
【基本構成】
総論と課題別研修の組み合わせ
+
私債権(非強制徴収債権)
+
シリーズ研修

【基本構成プラン】

総論研修	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理の重要性～回収プロセスを確認する。 ・初歩・初動に軸足を置く回と全般的な概論を行う回を設ける。 ・私債権・非強制徴収債権の管理・回収に重点を置く。 	ロールプレイング・個別相談の時間を可能な限り設け、実践的側面を増やす。
課題別研修	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の発生～回収・放棄の過程を踏まえ、局面別での課題をシリーズで研修する。 ・局面別の講義については、個別債権を想定し、徴収担当課に事前アンケートを行い、より問題解決を図る内容を目指す。 	

◆債権管理室主催 H24年度研修案
【実施予定各研修でカバーされる範囲】

2012年3月30日
債権管理室



◆債権管理室主催 H24年度研修案
【実施スケジュール案】

2012年3月30日
債権管理室

実施スケジュール	課題別研修	総論的研修	備考
第1四半期 4月		初級向け 債権管理の初歩 4月26日(木)	新任者・若年層向けに 初動のポイントを示す。
第2四半期 7月(2回)	シリーズ研修 中～上級 債務名義と裁判所の活用 7月24日(火)	初～中級 私債権の管理回収(全般的) 7月5日(木)	「債権管理の初歩」の発展版 支払督促・訴えの提起まで 言及。
第3四半期 10月 11月	中～上級 滞納事案に対する初動 10月30日(火)	初～中級 自治体の債権管理(全般的) 11月30日(金)	7月の2回の研修を受け、 訴えの提起の実践 公債権・私債権両方含む。
第4四半期 1月	中～上級 不納欠損・債権放棄 1月8日(火)		「不作為・怠る事実」まで言及

【各回コマ割り案】

- ・各回3時間程度
- ・途中10分程度の休憩
- ・ は「演習」的なものでも

	(初級研修)	(総論的研修)	(課題別研修)
13:30	講義① (120分程度)	講義 (120分程度)	講義 (120分程度)
15:20	休憩 10分程度	休憩 10分程度	休憩 10分程度
15:30	講義② (60分程度)	ロールプレイング (60分程度)	個別相談会 (60分程度)
16:30			